

南九州市税の課税免除及び減免の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月3日

南九州市長 塗木 弘幸

## 南九州市規則第18号

### 南九州市税の課税免除及び減免の基準に関する規則の一部を改正する規則

南九州市税の課税免除及び減免の基準に関する規則（平成19年南九州市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の2号を加える。

- (3) 厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を有するもの
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る。）の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

第3条第3項を次のように改める。

3 条例第81条の9第1項第3号に規定するその構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等とは、次に掲げるものとする。

- (1) 自動車検査証の車体形状欄に車いす移動車、身体障がい者輸送車又は入浴車の記載がある特種車両（8ナンバー）であるもの
- (2) 自動車検査証の型式欄に改の記載があるもの、備考欄に改造自動車若しくは車いす固定装置付の記載があるもの又は形式指定番号欄及び類別区分番号欄が空白であるもので、車いすの昇降装置、固定装置若しくは浴槽を備えているもの

第3条第4項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
（経過措置）

2 この規則による改正後の南九州市税の課税免除及び減免の基準に関する規則第3条の規定は、令和8年度以降の軽自動車税について適用し、令和7年度までの軽自動車税については、なお従前の例による。